相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市山科区東野中井ノ上町六番地四九、最後の住所千葉県東金市家徳三八番地一

被相続人　亡　斉藤　正智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十四日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番八号―六〇三　光建ＢＯＩＳ千葉中央　小林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　春雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市庵治町六〇〇七番地二、最後の住所大阪府豊中市庄内西町二丁目二五番五号　被相続人　亡　村川　幸平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十四日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館Ａ八〇二

相続財産管理人　弁護士　平野　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県東彼杵郡川棚町小音琴郷二番地六一、最後の住所奈良県大和高田市大字市場一八一番地一（一一〇五号室）高田リバティ弐番館　被相続人　亡　辻山　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十四日

奈良県大和高田市大中一〇六番地の二経済会館四〇二号　あかむね法律事務所

相続財産管理人　弁護士　赤宗　桂一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市阿東蔵目喜一八五九番地一、最後の住所山口県山口市阿東生雲中九〇番地一　被相続人　亡　藤田　憲佑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十四日

山口県山口市吉敷中東二丁目八番五号ｉＢＬＤ中東二階

相続財産管理人　弁護士　佐伯　奉文

無縁墳墓等改葬公告

境内墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十八年十二月十四日

一、墳墓等所在地　岡山県浅口市鴨方町鴨方三八六番一、三八六番二、三八四番一、三八四番二、三八二番

一、墳墓の基数及び名称　四十九基、長川寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　浅口市鴨方町鴨方字小迫通　高戸忠蔵、高戸忠蔵妻誓、高戸源助、高戸源助妻春、本籍及び氏名不詳　四十五基

一、改葬を行おうとする者　岡山県浅口市鴨方町鴨方三八七番　宗教法人長川寺　代表役員　吉川　義範

債権申出の公告（第一回）

当社の確定給付企業年金制度は平成二十八年九月三十日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十四日

東京都品川区東品川四丁目一二番二号品川シーサイドウエストタワー

株式会社ビスキャス企業年金制度

清算人　池田　賢也

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年十一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月十四日

神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル四〇七号室

神奈川県乗用自動車厚生年金基金

代表清算人　安　光秀

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年七月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月十四日

茨城県水戸市大町三丁目一番二二号茨城県建設センター四階

茨城県建設業厚生年金基金

代表清算人　岡部　英男

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年12月14日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エーエムエフコンサルタンツ　②東京都知事(4)75198　③代表取締役　山下桂　④東京都港区元麻布３丁目６番９号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区元麻布３丁目６番９号　株式会社エーエムエフコンサルタンツ　代表取締役　山下桂

①ＰｗＣアドバイザリー合同会社　②東京都知事(3)85907　③合名会社プライスウォーターハウスクーパース・ジャパン・パートナーシップ　④東京都中央区銀座八丁目21番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区銀座八丁目21番１号　ＰｗＣアドバイザリー合同会社　代表社員　合名会社プライスウォーターハウスクーパース・ジャパン・パートナーシップ

①株式会社ザイマックスプロパティズ　②国土交通大臣(2)第7346号　③代表取締役　辛島秀夫　④東京都中央区築地一丁目13番10号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区築地一丁目13番10号　株式会社ザイマックスアルファ　代表取締役　吉本健二

①エーデルパーク株式会社　②長野県知事(1)5268号　③代表取締役　寺尾文孝　④長野県佐久市瀬戸1286－１　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県佐久市瀬戸1286－１　エーデルパーク株式会社　代表取締役　寺尾文孝

①有限会社四国店舗開発　②徳島県知事(2)第2710号　③取締役　岩城彰久　④徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇西園８－１　⑤1000万円　⑥徳島県知事　⑦徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇西園８－１　有限会社四国店舗開発　取締役　岩城彰久